

後期高齢者医療制度の

被保険者証(保険証)が切り替えに!

後期高齢者医療保険の新しい被保険者証(青色)が、7月末日までに一人一人に郵送(書留)されますので、被保険者証が届きましたら、記載内容に誤りがないか確認してください。なお、有効期限を過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却してください。

※8月になっても被保険者証が届かない方や記載内容に誤りがある方は、住民課国保年金班へご連絡ください。

医療機関の窓口で支払う 一部負担金の割合

医療機関で受診した窓口負担割合は、前年の収入に応じて1割、または3割(住民税課税標準額が14.5万円以上の被保険者本人と同一世帯に属する被保険者)となります。

いったん3割と判定された方でも、収入額が基準内に該当する場合は、申請により医療費が1割負担となります。1割負担に該当する方へ、6月中旬に「基準収入額適用申請書」を送付しましたので、7月10日(金)までに住民課国保年金班へ申請してください。

被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができます。

◎手続きに必要なもの

- ・ 本人確認ができる証明書(運転免許証など)
- ・ 印かん

限度額適用・標準負担額減額認定証

所得が低い方(※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方)は、医療機関での窓口負担の上限が低くなったり、入院時の食事や生活に要する費用

が軽減されます。

現在、認定証が交付されている方で今年度も低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、被保険者証と新しい認定証が郵送されます。

なお、申請月により同封されていない場合がありますので、同封されていない方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

☆低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方で、新たに認定証の交付を希望する方は、住民課国保年金班へ申請してください。

☆認定証は、申請日の月の初日から有効です。

◎手続きに必要なもの

- ・ 被保険者証
- ・ 印かん

※低所得者Ⅰ

世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方

※低所得者Ⅱ

世帯全員が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎(84) 1214

千葉大学の宮崎勝教授が東陽病院で肝切除術を執刀

5月28日、千葉大学大学院医学研究院臓器制御外科学の宮崎勝教授が東陽病院の手術環境の視察を兼ね、肝臓癌手術を行いました。

宮崎教授の執刀は、当院の外川明病院長の要請で実現したもので、現役教授の東陽病院での執刀はあまり例のないことです。

また、佐藤町長から宮崎教授に、東陽病院への今後の医師派遣について協力をお願いしました。



軽度・中等度難聴児の補聴器購入費を助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児(18歳未満)が、日常の聴力を確保できるように補聴器購入費の一部を助成します。

助成額

基準額の範囲内で購入費用の3分の2以内
※所得制限があります。

申請方法

指定医師の意見書等の必要書類がありますので、購入前に、福祉課障害福祉班へご相談ください。
購入後の申請はできません。

◆問い合わせ

福祉課障害福祉班
☎(84) 1257

